

平成30年3月31日

○条例

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市自殺対策計画策定検討委員会規則

小田原市立病院再整備基本構想策定検討委員会規則

小田原市消防庁舎再整備事業庁舎設計事業者選定委員会規則

小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例施行規則

小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん規則

小田原市事務分掌に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

小田原市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市地域センター条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条

例施行規則の一部を改正する規則

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市障害児に係る居宅生活の支援等に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

小田原市基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市建築基準法に基づく意見の聴取規則の一部を改正する規則

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

小田原市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市営住宅運営審議会規則の一部を改正する規則

小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部を改正する規則

小田原市立病院処務規則の一部を改正する規則

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市水洗便所改造資金貸付条例施行規則を廃止する規則

小田原市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月31日

小田原市長 加藤 憲 一

小田原市条例第28号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和50年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第17条の2中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第5項第3号を削り、同項第4号中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号を削り、同項に次の1号を加える。

(9) 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合 3分の2

附則第6項の前の見出し中「新築住宅等」を「耐震改修が行われた住宅等」に改め、同項を削る。

附則第7項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を附則第7項とし、附則中第9項を第8項とし、第10項から第13項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第14項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「及び第25条の3」を「（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第15項中「附則第26項から第31項まで」を「附則第25項から第30項まで」に改め、同項を附則第14項とし、附則中第16項を第15項とし、第17項から第26項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第27項中「附則第30項及び第31項」を「附則第29項及び第30項」に改め、同項を附則第26項とし、附則第28項を附則第27項とする。

附則第 29 項中「附則第 26 項」を「附則第 25 項」に改め、同項を附則第 28 項とする。

附則第 30 項中「附則第 27 項」を「附則第 26 項」に改め、同項を附則第 29 項とする。

附則第 31 項中「附則第 28 項」を「附則第 27 項」に改め、同項を附則第 30 項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に新築された地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条の 8 第 1 項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税又は当該期間に新築された同条第 2 項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税に関しては、改正前の附則第 6 項の規定は、なおその効力を有する。

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第29号

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正
する条例

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例（平成24年小田原市
条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型
サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定
する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 31 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第30号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成30年小田原市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条の2の改正規定のうち同条第1号イ中「（法）」を「（法附則第22条の規定により読み替えられた法）」に改め、「及び」の次に「高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに」を加え、同号カ中「後期高齢者支援金等及び」の次に「病床転換支援金等並びに」を加え、同条第2号イ中「法」を「法附則第22条の規定により読み替えられた法）」に改め、「後期高齢者支援金等及び」の次に「病床転換支援金等並びに」を加え、同号ウ中「費用（」の次に「法附則第22条の規定により読み替えられた）」を加える。

第15条の5の2の改正規定のうち同条第1号中「後期高齢者支援金等」の次に「及び病床転換支援金等」を加え、同条第2号ア中「法」を「法附則第22条の規定により読み替えられた法）」に改める。

第15条の6の改正規定のうち同条第2号ア中「法」を「法附則第22条の規定により読み替えられた法）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市自殺対策計画策定検討委員会規則をここに公布する。

平成30年 3月31日

小田原市長 加藤 憲 一

小田原市規則第 4 号

小田原市自殺対策計画策定検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市自殺対策計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、小田原市自殺対策計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 歯科医師
- (3) 薬剤師
- (4) 学識経験者
- (5) 市立小学校及び中学校の校長
- (6) 民生委員
- (7) 商工会議所が推薦する者
- (8) 地域包括支援センターの職員
- (9) 社会福祉法人小田原市社会福祉協議会が推薦する者
- (10) 本市を管轄する労働基準監督署の職員
- (11) 神奈川県職員

(12) 公募市民

(13) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、福祉健康部健康づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市立病院再整備基本構想策定検討委員会規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 5 号

小田原市立病院再整備基本構想策定検討委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市立病院再整備基本構想策定検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、小田原市立病院再整備基本構想の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 小田原市立病院運営審議会の委員
- (2) 学識経験者（前号に該当する者を除く。）
- (3) 公募市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、病院管理局経営管理課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市消防庁舎再整備事業庁舎設計事業者選定委員会規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 6 号

小田原市消防庁舎再整備事業庁舎設計事業者選定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市消防庁舎再整備事業庁舎設計事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、消防庁舎再整備事業に係る庁舎設計業務を行う事業者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 前条に規定する事項に関して専門的な知識を有する者
- (2) 市の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、委員会に諮問された事項に関する審査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、消防本部広域調整課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 7 号

小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例施行規則

目次

- 第 1 章 趣旨 (第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 人員に関する基準 (第 3 条・第 4 条)
- 第 3 章 運営に関する基準 (第 5 条～第 3 0 条)
- 第 4 章 基準該当居宅介護支援に関する基準 (第 3 1 条)

附則

第 1 章 趣旨

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例（平成 30 年小田原市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びにこれらのうち基準該当居宅介護支援の事業が満たすべき基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例、介護保険法（平成 9 年法律 1 2 3 号。以下「法」という。）及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 8 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

第 2 章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 3 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに 1 以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第4条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が条例第5条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を

使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を

電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(サービス提供の拒否の禁止)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第 1 1 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第 4 6 条第 4 項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第 1 2 条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第 1 項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定居宅介護支援の基本取扱方針）

第 1 3 条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第 1 4 条 指定居宅介護支援の方針は、条例第 5 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的

かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に

関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画その他の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くわう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に市長が定める回数以上の訪問介護（市長が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にもその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。
- (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第15条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（同条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第16条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第18条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事故発生時の対応、従業者の秘密保持義務、苦情及び相談の受付体制その他の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第24条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第26条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を

記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第28条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第14条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第14条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第14条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第17条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第31条 第2章及び前章(第27条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第19条」とあるのは「第31条において準用する第19条」と、第11条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の支給」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の支給」と、「居宅サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第14条第20号(第31条において準用する場合を含む。)の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成33年3月31日までの間は、第4条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第4条第1項（第31条において準用する場合を含む。）に規定する管理者とすることができる。

小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん規則をここに公布する。

平成30年 3月31日

小田原市長 加藤 憲 一

小田原市規則第 8 号

小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市の処理区域内における排水設備の整備の促進及び水洗便所の普及を図るため、排水設備の設置及び水洗便所への改造等に必要な資金の融資のあっせん（以下「あっせん」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理区域 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- (2) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (3) 水洗化 くみ取便所を水洗便所（污水管が法第2条第3号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造し、又はし尿浄化槽の機能を停止して同号に規定する公共下水道に接続することをいう。

(あっせんの対象者)

第 3 条 あっせんを受けることができる者は、処理区域内において水洗化の工事及び排水設備の設置の工事（以下「水洗化等工事」という。）を同時に行う者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの（個人に限る。）とする。

- (1) 弁済をする資力を有すること。
- (2) 市内に住所を有すること。
- (3) 市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (4) 破産者でないこと。
- (5) 未成年者、成年被後見人及び被保佐人でないこと。

(6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

(7) 連帯保証人を立てることができること。

(8) 水洗化等工事に関し市から補助金の交付を受けていないこと。

（連帯保証人の要件）

第4条 前条第7号の連帯保証人は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 保証債務の弁済をする資力を有すること。

(2) 独立して生計を営んでいること。

(3) 前条第2号から第6号までに掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

（あっせんの額）

第5条 あっせんの額は、水洗化等工事に要した費用の範囲内において、次の各号に掲げる水洗化等工事の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 共同住宅等に係る水洗化等工事（共同で使用するし尿浄化槽の機能を停止するものに限る。） 当該し尿浄化槽1基につき100万円以内で市長が必要と認める額

(2) 前号に掲げる水洗化等工事以外の水洗化等工事 くみ取便所の大便秘器1個又はし尿浄化槽1基につき40万円以内で市長が必要と認める額

2 前項の規定によるあっせんの額は、一の水洗化等工事につき200万円を限度とする。

（あっせんに係る金融機関及び利息の負担）

第6条 あっせんに係る融資（以下「融資」という。）は、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）において行うものとする。

2 市は、融資に係る利息を当該融資を受けた者（以下「借受人」という。）に代わって負担するものとする。ただし、借受人の債務の履行遅滞に係る延滞利息は、当該借受人の負担とする。

（あっせんを受けた資金の償還に係る条件）

第7条 あっせんを受けた資金の償還に係る条件は、次のとおりとする。

(1) 償還期間 36月以内

(2) 償還方法 融資を受けた日の属する月の翌月から毎月均等償還とする。この場合

において、100円未満の端数があるときは、最終回の償還額に合算するものとする。

(3) 1月当たりの償還額 3,000円以上

(あっせんの申請等)

第8条 あっせんを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人となる者と連署して、小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要でないと認める場合は、添付すべき書類の一部を省略することができる。

(1) 申請者及び連帯保証人となる者（以下「申請者等」という。）の印鑑登録証明書

(2) 申請者等の住民票の写し

(3) 申請者等の前年の納税証明書

(4) 申請者等の前年の所得証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、小田原市下水道条例（昭和41年小田原市条例第38号。以下「条例」という。）第4条に規定する確認の申請と同時に行うものとする。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査して適否を決定し、小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(あっせんの額の決定)

第9条 市長は、前条第3項の規定によりあっせんの決定を受けた者があっせんに係る水洗化等工事について条例第6条第1項に規定する検査に合格したときは、あっせんの額を決定し、小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん額決定通知書（様式第3号）によりあっせんの決定を受けた者に通知するとともに、当該あっせんに係る指定金融機関に小田原市水洗便所改造等資金融資依頼書（様式第4号）を送付するものとする。

(損失補償)

第10条 市は、あっせんにより融資を行った指定金融機関が借受人又は連帯保証人の債務の不履行により損失を受けたときは、当該指定金融機関との契約に基づき、その損失を補償するものとする。

(損失補償の求償)

第 1 1 条 前条の規定により市が指定金融機関に対し損失を補償した場合には、当該借受人又は連帯保証人は、直ちに当該損失補償額に相当する額を市に納付しなければならない。

(届出義務等)

第 1 2 条 借受人は、借受人又は連帯保証人に次の事由が生じたときは、遅滞なく、小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん申請内容変更等届(様式第 5 号)に必要な書類を添えて市長に届け出なければならない。この場合において、借受人が第 5 号に該当したときは、その相続人が届け出るものとする。

(1) 住所、氏名、職業又は電話番号を変更したとき。

(2) 火災その他の災害により財産を失ったとき。

(3) 強制執行、仮差押え、仮処分又は競売の申立てがなされたとき。

(4) 破産の申立てをしたとき。

(5) 死亡したとき。

2 借受人は、連帯保証人の資格の喪失により新たに連帯保証人を立てようとするとき、又は連帯保証人を変更しようとするときは、小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん連帯保証人変更申請書(様式第 6 号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(決定の取消し等)

第 1 3 条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該借受人に係るあっせんの決定を取り消し、又は当該借受人に対し市が指定金融機関に支払った利息相当額の全額の返還を命ずることができる。

(1) 偽りの申請又は不正の方法によってあっせんを受けたことが明らかとなったとき。

(2) 水洗化等工事に係る家屋が取り壊され、又は火災その他の災害により滅失したとき(融資が行われた後に家屋が滅失した場合を除く。)

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長があっせんの必要がないと認めたとき。

(委任)

第 1 4 条 この規則に定めるもののほか、あっせんに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 8 条関係)

小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住所
 氏名 ㊦
 生年月日 年 月 日
 電話番号
 職業
 連帯保証人 住所
 氏名 ㊦
 生年月日 年 月 日
 電話番号
 職業

小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん規則第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。なお、借入れ希望指定金融機関に本申請書及び添付書類を提供することに同意します。また、暴力団員でないことの確認のため、上記個人情報を神奈川県警察本部に照会することに同意します。

工 事 場 所	小田原市
融 資 希 望 額	円
工 事 見 積 額	円
返 済 回 数	回
借入れ希望指定金融機関	
指 定 工 事 店	(電話)
添 付 書 類	印鑑登録証明書・住民票の写し・納税証明書・所得証明書・その他 ()

様式第2号（第8条関係）

小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん決定通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付で申請のあった水洗便所改造等資金融資あっせんに
ついて、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> あっせんする <input type="checkbox"/> あっせんしない
工 事 場 所	
指 定 金 融 機 関 名	
融 資 あっ せ ん 予 定 額	円
条 件	
決 定 理 由 (あっせんしない場合のみ記入)	

様式第3号（第9条関係）

小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん額決定通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付で申請のあった水洗便所改造等資金融資あっせん額
について、次のとおり決定したので通知します。

指定金融機関名	
融資あっせん額	円
融資実行年月日	
備 考	

様式第4号 (第9条関係)

小田原市水洗便所改造等資金融資依頼書		
		番 号 年 月 日
様		
小田原市長		印
次のとおり融資を依頼します。		
融 資 希 望 者	住 所	
	氏 名	
融 資 あ つ せ ん 額		円
融 資 実 行 年 月 日	年 月 日	
備 考		

様式第5号（第12条関係）

小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん申請内容変更等届

年 月 日

小田原市長 様

届出者 住所

氏名

㊟

電話番号

小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん規則第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更等の内容	
届出理由	
届出事由発生年月日	年 月 日
備考	

様式第6号（第12条関係）

小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん連帯保証人変更申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住所

氏名 ㊟

電話番号

小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん規則第12条第2項の規定により、次のとおり申請します。

変更後の連帯保証人	住 所	
	氏 名	㊟
	生年月日	年 月 日
	電話番号	
変更前の連帯保証人	住 所	
	氏 名	
変 更 理 由		
添 付 資 料	変更後の連帯保証人の印鑑登録証明書・住民票の写し・納税証明書・所得証明書・その他（ ）	

小田原市事務分掌に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 9 号

小田原市事務分掌に関する規則の一部を改正する規則

小田原市事務分掌に関する規則（昭和44年小田原市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「企画政策課 企画政策係 政策調整係 行政管理・監察係 広域政策係」を

「企画政策課 企画政策係 政策調整係 オリンピック・パラリンピック推進係
行政基盤強化係」に、

「総務課 総務係 法務係 行政情報係 統計係」を「総務課 総務係 法務係 情報
統計係」に、

「産業政策課 産業政策係 商業振興係 地場産業振興係 企業誘致係 労政雇用
係」を

「中心市街地振興課 中心市街地振興係 事業推進係」に、

「産業政策課 産業政策係 地場産業振興係 企業誘致係 労政雇用係」に、
「商業振興課 商業振興係 中心市街地振興係」に、

改める。

第3条企画部企画政策課の事務分掌中(16)を(17)とし、(15)の次に次のように加える。

(16) 第32回東京オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会の開催に関連する事業等の企画及び調整に関すること。

第3条総務部市税総務課の事務分掌中(8)を削り、(9)を(8)とし、(10)から(18)までを1ずつ繰り上げる。

第3条市民部地域政策課の事務分掌中(10)を削り、(11)を(10)とする。

第3条防災部防災対策課の事務分掌(9)中「防災意識の啓発」を「水防訓練」に改め、

同課の事務分掌中(17)を(18)とし、(10)から(16)までを1ずつ繰り下げ、(9)の次に次のように加える。

(10) 防災意識の啓発に関すること。

第3条文化部文化政策課の事務分掌(7)中「芸術文化施設」を「市民ホール」に改める。

第3条福祉健康部高齢介護課の事務分掌(17)中「指定地域密着型サービス事業者等」を「介護サービス事業者」に改める。

第3条経済部産業政策課の事務分掌(2)中「商工業」を「工業」に改め、同課の事務分掌(3)中「商工業団体」を「商工会議所、商工会及び工業団体」に改め、同課の事務分掌中(4)を削り、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(8)から(10)までを削り、(11)を(7)とし、(12)から(19)までを4ずつ繰り上げる。

第3条経済部中心市街地振興課の課名及び事務分掌を次のように改める。

商業振興課

- (1) 商業の振興に関すること。
- (2) 商業団体との調整に関すること。
- (3) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に基づく調整に関すること。
- (4) 計量に関すること。
- (5) まちなかのにぎわい創出に関すること。
- (6) 中心市街地振興の総合的企画及び調査研究に関すること。
- (7) 小田原地下街施設の維持管理に関すること。
- (8) 小田原地下街施設の運営及び経営に関すること。

第3条経済部水産海浜課の事務分掌中(12)を(13)とし、(3)から(11)までを1ずつ繰り下げ、(2)の次に次のように加える。

(3) 小田原漁港交流促進施設の整備に関すること。

第3条都市部建築指導課の事務分掌(2)中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の次に「（平成18年法律第91号）」を加える。

第3条下水道部下水道総務課の事務分掌(16)中「水洗便所改造資金」を「水洗便所改造等資金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(小田原市財産規則の一部改正)

- 2 小田原市財産規則(昭和40年小田原市規則第57号)の一部を次のように改正する。

別表中 「

中心市街地振興課	中心市街地振興係長
----------	-----------

」を

商業振興課	商業振興係長
-------	--------

」に改める。

(小田原地下街運営評価委員会規則の一部改正)

- 3 小田原地下街運営評価委員会規則(平成26年小田原市規則第46号)の一部を次のように改正する。

第8条中「経済部中心市街地振興課」を「経済部商業振興課」に改める。

小田原市職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第10号

小田原市職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の職の設置等に関する規則（昭和42年小田原市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2(2)の表中

課又は課に準ずるところ	担当課長
	担当室長
	副課長
	副室長
	副所長
	副館長
	担当副課長
	担当副室長
	担当副所長
	担当副館長
	専門監

を

課又は課に準ずるところ	担当課長
	担当室長
	副課長
	副室長
	副所長
	副館長
	担当副課長
	担当副室長
	担当副所長
	担当副館長
	専門監
	担当監

に改める。

別表第4(2)の表中

局	副局長
	管理監
	担当課長
	副課長
	専門監

を

局	副局長
	管理監
	担当課長
	副課長
	専門監
担当監	

に改める。

別表第5(2)市長の事務部局の表専門監の項の次に次のように加える。

担当監	<ol style="list-style-type: none"> 1 上司の特定職務を補佐すること。 2 上司の指示する特定事項の調査及び研究に関すること。
-----	--

- 3 担当業務の改善に関する事。
- 4 業務を円滑に展開するための環境形成に関する事。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 1 号

小田原市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の退職管理に関する規則（平成28年小田原市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同項第6号中「名称」の次に「及び連絡先」を加え、同号を同項第8号とし、同項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 職員としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日（以下「離職前の求職開始日」という。）（離職前の求職開始日なかった場合には、その旨）

ア 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

イ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

ウ 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

(5) 離職前の求職開始日があった場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容

様式第1号中

再就職先の名称	」	を	再就職先の名称	」
			再就職先の連絡先	」

に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第23条関係）

管理職職員であった者が再就職した場合の届出書

年 月 日

小田原市長 様

届出者 住 所

氏 名

印

電話番号

小田原市職員の退職管理に関する条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1	ふりがな 氏 名	
2	生年月日	年 月 日
3	離職時の職	
4	離職前の求職開始日	年 月 日・離職前の求職開始日なし
5	離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	
	所属・職	在職期間
		自 年 月 日 至 年 月 日
		自 年 月 日 至 年 月 日
		自 年 月 日 至 年 月 日
6	離職日	年 月 日
7	再就職日	年 月 日
8	再就職先の名称及び 連絡先	再就職先の名称：
		再就職先の連絡先：
9	再就職先の業務内容	
10	再就職先における 地位	

備考 5については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の小田原市職員の退職管理に関する規則（以下「新規則」という。）第23条第2項及び様式第2号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる小田原市職員の退職管理に関する条例（平成28年小田原市条例第4号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定による届出について適用し、施行日前にされた同項の規定による届出については、なお従前の例による。
- 3 施行日前における職員としての在職中に、再就職先に対し、再就職を目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求した管理職職員（条例第3条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員をいう。）であった者に対する新規則第23条第2項第4号の規定の適用については、同号中「早い日（）」とあるのは、「早い日（小田原市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（平成30年小田原市規則第11号）の施行の日以後の日に限る。」とする。

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第12号

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例施行規則（昭和61年小田原市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「月額 300,000円」を「日額 30,000円」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 市民相談一般相談員 日額 13,000円を超えない範囲内において市長が別に定める額

第3条第11号及び第12号中「206,000円」を「217,550円」に改め、同条第13号中「国民健康保険徴収嘱託員」を「国民健康保険等徴収嘱託員」に改め、同号ア中「月額 200,000円」を「日額 20,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第13号

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和47年小田原市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第7の1の表中

49	50
50	50
50	50
50	51
50	51
51	51
51	52
51	52
51	52
52	53
52	53
52	53
52	53
53	54
53	54
53	54
53	54
53	55
54	55
54	55
54	55
54	56
54	56
55	56
55	57
55	57
55	58
56	58
56	59
56	59
56	60
56	60
57	61
57	61
57	62
57	62
57	63
58	
58	
58	
58	
59	
59	
59	
59	

を

49	49
49	50
50	50
50	50
50	50
50	50
50	51
50	51
51	51
51	51
51	51
51	52
51	52
51	52
51	52
52	52
52	53
52	53
52	53
52	53
52	53
52	53
52	53
52	53
53	54
53	54
53	54
53	54
53	54
53	54
53	54
53	54
53	55
54	55
54	55
54	55
54	55
54	56
54	56
54	56
54	56
55	56
55	56
55	56
55	57
55	57
55	57
55	57
55	58
56	58
56	59
56	59
56	60
56	60
57	61
57	
57	
57	
58	
58	
58	
58	
59	
59	
59	
59	

に改める。

60

59

別表第7の2の表中

50
50
51
51
52
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59
60

を

49
50
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53
54
54
55
55
55
56
56
57
57
58
58
58
59
59

に、

53
54
54
55
55
56
56
57
57
58
58
59
59

を

54
55
56
57
57
57
58
58
58
59
59
60

に、

73
73
73
73
73

を

73
73
74
74
75

に、

61
62
62
63
63
64
64
65
65
66
66
67
67
68
68
69
70
71
72
73
73
74
74
75
75
76
76

を

62
63
64
65
65
66
66
67
67
68
68
69
69
70
70
71
71
72
72
73
74
75
76
77
77
78
78

に改める。

77	79
77	79
77	80
77	80
77	81
78	81
78	82
78	82
78	83
78	83
79	84
79	84
79	85
79	86
79	87
80	88
80	89

別表第7の4の表中

38	37
39	38
40	38
41	39
41	39
42	40
42	40
43	41
43	41
44	42
44	42
45	43
45	43
45	44
46	44

を

に、

38	37
39	38
40	38
41	39
41	39
41	40
42	40
42	41
42	41
43	41
43	42
43	42
44	42
44	43
44	43
45	43
45	44
45	44
46	44
46	45
46	45
46	45
46	45
47	46
47	46
47	46
47	46
48	47
48	47
48	47
48	47
48	47
49	48
49	48
49	48
50	48
50	49

を

に改める。

50
51
51
51
52
52
52
53
53
54
54
55

49
49
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53

別表第7の5の表中

86	85
86	86
86	86
87	86
87	86
87	87
88	87
88	87
88	87
89	88
89	88
89	88
90	88
90	89
90	89
91	89
91	90
91	90
92	90
92	91
92	91
93	91
93	92
93	92
94	92
94	93
94	93
95	93
95	94
95	94
96	94
96	95
96	95
97	95
97	96
98	96
98	96
99	97
99	97
100	98
100	98

を に改める。

101
101
102
102
103
103
104

99
99
100
100
101
102
103

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第14号

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年小田原市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の190」を「100分の180」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の85」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第15号

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成2年小田原市規則第2号）
の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「6, 800円」を「7, 500円」に改め、同条第2号中
「3, 300円」を「3, 700円」に改め、同条第3号中「2, 900円」を
「3, 200円」に改める。

第14条第2項中「第5号及び第6号」を「第6号及び第7号」に、「に規定する業
務（手術業務）」を「手術業務」に改める。

附則第3項中「附則第4項第4号」を「附則第4項第5号」に改める。

附則第4項中「附則第4項第5号」を「附則第4項第6号」に改める。

附則第5項中「附則第4項第6号」を「附則第4項第7号」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行し、改正後の第10条の規定は、正規の勤
務時間（小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和26年小田原市条例第
177号）第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）による勤務の全部又は一
部が同日の前日の午後10時以後に行われる勤務について適用する。

小田原市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第16号

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則（昭和39年小田原市規則第40号）の一部を次のように改正する。
第74条中「、別に定めるもののほか」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、債権者が当該決定の内容を自ら確認することができるときその他会計管理者が通知の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

第92条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、債権者が当該支払の内容を自ら確認することができるときその他会計管理者が通知の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第141条第64号の2中「集合口座振替依頼書」を「集合口座振替依頼通知書」に改め、同条第64号の3を削り、同条第64号の4中「様式第64号の4」を「様式第64号の3」に改め、同号を同条第64号の3とし、同条第64号の5中「様式第64号の5」を「様式第64号の4」に改め、同号を同条第64号の4とする。

別表第1中

「 中心市街地振興課	中心市街地振興係長	」を
「 商業振興課	商業振興係長	」に

改める。

様式第64号の2を削る。

様式第64号の3その1を削り、同様式その2中「その1に掲げる事項を記録したフロッピーディスクを利用する場合」を削り、「口座振替依頼通知書」を「集合口座振替依頼通知書」に、「口座振替済通知書」を「集合口座振替済通知書」に改め、同様式その2を様式第64号の2とする。

様式第64号の4その1を削り、同様式その2中「様式第64号の3その1に掲げる

事項を記録したフロッピーディスクを利用する場合」を削り、同様式その2を様式第64号の3とし、様式第64号の5を様式第64号の4とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月31日

小田原市長 加藤 憲 一

小田原市規則第17号

小田原市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

小田原市自転車競走電話投票実施規則（昭和63年小田原市規則第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条」を「第13条の4」に改める。

第5条に次の1号を加える。

(6) 車券の購入により本人若しくはその家族の日常生活若しくは社会生活に支障が生じている者又はそのおそれがある者

第2章中第13条の次に次の3条を加える。

(本人の申請による利用停止)

第13条の2 加入者は、電話投票の利用（以下この条及び次条において「利用」という。）を停止しようとするときは、市長が別に定める書面により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、別に定める期間中、当該申請をした加入者の利用を停止するものとする。

3 加入者は、前項の規定による利用の停止を解除しようとするときは、市長が別に定める書面により市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る利用の停止を解除するものとする。ただし、解除しようとする日が市長が別に定める期間にある場合にあつては、この限りでない。

(家族の申請による利用停止)

第13条の3 加入者の家族（加入者と同居する親族（未成年者を除く。）及びこれに準ずるものとして市長が認める者をいう。）は、加入者が車券を購入することにより加入者又はその家族の日常生活又は社会生活に支障が生じている場合又はそのおそれ

がある場合において、加入者の利用を停止しようとするときは、市長が別に定める書面により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る加入者が別に定める利用を停止すべき事由に該当すると認めるときは、当該加入者の利用を停止するものとする。この場合において、当該停止に係る加入者及び同項の申請をした家族（以下「申請家族」という。）に対し、当該加入者の利用を停止する旨及び停止する期間（以下「利用停止期間」という。）を通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた加入者は、これを不服とするときは、利用停止期間の初日の前日までに書面により市長に意見を申し出ることができる。
- 4 市長は、前項の規定による申出があったときは、利用の停止の適否を審査し、遅滞なく、その結果を当該申出に係る加入者及び申請家族に通知するものとする。
- 5 市長は、第2項の規定により利用を停止した加入者又は申請家族から別に定める書面により利用の停止の解除に係る申請があった場合において、別に定める利用の停止を解除すべき事由に該当すると認めるときは、当該加入者に係る利用の停止を解除するものとする。ただし、解除しようとする日が市長が別に定める期間にある場合にあつては、この限りでない。
- 6 市長は、第1項又は前項による申請があったときは、当該申請をした者に対し、当該申請の内容を疎明するに足りる資料の提出を求めることができる。

（その他の事由による利用停止）

第13条の4 市長は、他の競輪施行者がその法に基づき施行する自転車競走における通信回線を経由した電話機その他の端末機による車券の発売（以下「他施行者の電話投票」という。）について加入者の他施行者の電話投票の利用を停止したときは、市の電話投票に係る当該加入者の利用を停止することができる。

- 2 市長は、前項の規定により市の電話投票の利用を停止された加入者について、他の競輪施行者が当該加入者に係る他施行者の電話投票の利用の停止を解除したときは、当該加入者に係る市の電話投票の利用の停止を解除するものとする。
- 3 前2項の規定による利用の停止及びその解除の手続については、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 31 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第18号

小田原市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市印鑑条例施行規則（昭和54年小田原市規則第42号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

氏 名	
登録番号	

を

氏 名	
-----	--

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市地域センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第19号

小田原市地域センター条例施行規則の一部を改正する規則
小田原市地域センター条例施行規則（平成7年小田原市規則第43号）の一部を次の
ように改正する。

別表1の表中

レセプションテーブル	1回	1脚	100
フットライト	1回	1基	300

を

レセプションテーブル	1回	1脚	100
------------	----	----	-----

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第20号

小田原市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市国民健康保険条例施行規則（昭和34年小田原市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第9条の2を削り、第9条の3を第9条の2とする。

第15条第27号を削り、同条第28号中「様式第31号」を「様式第30号」に改め、同号を同条第27号とし、同条第29号中「様式第32号」を「様式第31号」に改め、同号を同条第28号とし、同号の次に次の1号を加える。

(29) 高齢受給者証（取得・変更・再交付）届出（申請）書 様式第32号

第15条第30号を削る。

様式第7号から様式第9号までを次のように改める。

様式第7号 (第11条、第15条関係)

国民健康保険葬祭費支給申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住所
(葬祭者) 氏名
電話

㊟

次のとおり申請します。

葬 祭 費	円		
被保険者証 の記号番号	07-	一般	退職
死亡者の 住所・氏名	住 所	※申請者と同じ住所の場合は、記入不要です。	
	氏 名	死亡者からみた 葬祭者の続柄	
死 亡 年 月 日	年 月 日		
葬 祭 年 月 日	年 月 日		

葬 祭 者 振 込 先	金 融 機 関 名	銀行・信組 信金・農協						本 店 支 店	1 普 通 2 当 座
	口 座 番 号							フリガナ 口座名義人	
(備考)									

※ 喪主及び施主の分かる会葬はがき、葬儀の領収書等 (写し可) を添付してください。

様式第8号 (第15条関係)

国民健康保険療養費支給申請書

(第 回)

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住所 _____
 (世帯主) 氏名 _____ ㊟
 個人番号 _____
 電話番号 _____

次のとおり療養に要した費用に関する証拠書類を添えて申請します。

療養月 年 月分

保険種別	1. 国 1. 本入 3. 六入 5. 家入 7. 高入 9. 高入 4. 退 2. 本外 4. 六外 6. 家外 8. 高外 10. 高外	(療養を受けた) 被保険者氏名	
給付割合	7割 8割 9割 10割	個人番号	
保険者番号		被保険者証 記号・番号	07-
性別	1. 男 2. 女	生年月日	年 月 日
傷病の原因	1. 疾病等 2. 第三者行為 3. 業務上の事由・通勤	療養の給付を 受けることので きなかつた理由	
療養種別	01. 一般 診療 02. 装具 03. 柔整 04. マッサージ 05. 針灸 07. 移送 08. その他		
点数表	1. 医科 3. 歯科 4. 調剤	実日数	日 食事日数 日
療養に要した費用	円(点)	傷病名	
一部負担金	円	発病又は負傷 年月日	年 月 日
食事に要した費用	円	傷病経過	
食事標準負担額 (薬剤負担金)	円	療養期間	年 月 日から
査定金額	円		年 月 日まで
支給金額	円	病院、診療所等の 名称及び所在地	

振 込 先	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	支店 本店 出張所	預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他	口座 番号		
			(フリガナ)				
			口座名義人 (世帯主)				

委 任 状	上記療養費の受領に関する一切の権限を委任します。(世帯主以外への振り込みを希望される場合にのみ御記入ください。)	
	受任者(口座名義人)	委任者(申請者)
	住所 氏名	氏名 ㊟

市 処 理 欄	
------------------	--

様式第9号 (第15条関係)

国民健康保険・高額療養費支給申請書兼請求書

次のとおり高額療養費の支給申請及び請求をします。

年 月 日

申請及び住所 _____
 (世帯主)
 請求者 氏名・印 _____ ㊟

電 話

(あて先)

世帯主の個人番号 (マイナンバー)																				
----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

被保険者証の番号		診療年月	年 月	多数該当月					
----------	--	------	-----	-------	--	--	--	--	--

個人番号 (マイナンバー)	療養を受けた被保険者の氏名	生年	医療機関番号	実日数	総費用額 (円)	一部負担金の額	備 考

上記の療養を受けた医療機関からの一部負担金※の請求の有無及び合計額	有・無 ○をしてください	円
高額療養費限度額		円
支給申請額		円
調整額 (市が医療機関に既に支払った分)		円
支給申請 (請求) 額		円

※一部負担金とは、医療機関に支払った額のうち、自由診療分を含まない自己負担分の金額です。

傷病の原因 (チェックを入れてください)	<input type="checkbox"/> 疾病等 <input type="checkbox"/> 第三者行為 <input type="checkbox"/> 業務上の事由・通勤
----------------------	--

○振込先の口座を記入してください。

振込先	金融機関名	銀行・信用組合 信用金庫・農協												本店 支店										
	1 普通預金 2 当座預金	店番号													口座番号									
口座	フリガナ																							
	口座名義人 (世帯主)																							

受付年月日	備 考

様式第16号 (第15条関係)

国民健康保険料減免申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所

氏 名



次のとおり国民健康保険料の減免について申請します。

納付義務者	住 所															
	氏 名		個人番号													
減免該当者	氏 名		個人番号													
年度	被保険者証記号・番号	07-														
月 別	保 険 料 額	月 別	保 険 料 額													
4	円	11														
5		12														
6		1														
7		2														
8		3														
9		随時														
10		合計														
減免を受けようとする理由																

様式第19号中「国保資格取得年月日」を「資格取得又は適用開始年月日」に、「2 血漿、分
害又は先天

面製剤を投与している先天性血液凝固第VIII因子障 又は先天性血液凝固第IX因子障害
害 性血液凝固第IX因子障害」を 3 抗ウイルス剤を投与している後天性免
液凝固第VIII因子障害 V感染を含み、厚生労働大臣の定める者

に改める。
疫不全症候群（HI
に係るものに限る。）」

様式第22号中

「1 小田原市国民健康保険条例施行規則第9条の2に基づく長期に住所を離れるための別個
の被保険者証（遠隔地被保険者証）の交付を受ける認定 を
2 国民健康保険法施行規則第24条の3に基づく基準収入額適用 ）」
「1 国民健康保険法施行規則第24条の3に基づく基準収入額適用 ）」に、
「3 国民健康保険法施行規則」を「2 国民健康保険法施行規則」に、「4 国民健康保険法施
行規則」を「3 国民健康保険法施行規則」に、「5 国民健康保険法施行規則」を「4 国民健
康保険法施行規則」に、「6 国民健康保険法施行規則」を「5 国民健康保険法施行規則」に改
める。

様式第24号（裏）中「60日」を「3か月」に改める。

様式第30号を削り、様式第31号を様式第30号とする。

様式第32号その1中「個人番号」を「個人番号（マイナンバー）」に、

住 所	〒 小田原市
-----	-----------

次の者すべてが、年度の市・県民税が非課税であるため、国民健康保険限度額適
用・標準負担額減額を申請します。」

住 所	小田原市
申 請 理 由	1 疾病等 2 第三者行為 3 業務上の事由・通勤

次の者全てが、年度の市・県民税が非課税であるため、国民健康保険限度額適
用・標準負担額減額を申請します。」

改め、同様式その2を次のように改め、同様式を様式第31号とする。

様式第31号 (第15条関係) その2

年 月 日

国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定申請書

被保険者証記号番号		07-				電話番号					
申請者 (世帯主)	住所										
	氏名				生年月日	年	月	日	男・女		
	個人番号 (マイナンバー)										
限度額適用 減額対象者	氏名				生年月日	年	月	日	男・女		
	個人番号 (マイナンバー)										
	世帯主との続柄					長期入院 (91日以上)			該当・非該当		
申請理由	1 疾病等 2 第三者行為 3 業務上の事由・通勤										

以下は、申請日の前1年間の入院期間が91日以上の場合のみ記入してください。

①	申請日の前1年間の入院期間 (日数)	年 月 日から		年 月 日まで		日間
	入院をした保険医療機関等	名称				
		所在地				
②	申請日の前1年間の入院期間 (日数)	年 月 日から		年 月 日まで		日間
	入院をした保険医療機関等	名称				
		所在地				
③	申請日の前1年間の入院期間 (日数)	年 月 日から		年 月 日まで		日間
	入院をした保険医療機関等	名称				
		所在地				

市区町村長が 証明する欄	次に掲げる当該認定を受けようとする者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する被保険者に__年度中市 (区) 町村民税が課されないことを証明する。 ____、____、____、 ____、____、____、 ____年____月____日 市区町村長名 印
-----------------	--

備考

- 「市区町村長が証明する欄」は、申請日の属する年の1月1日 (申請日の属する月が1月から7月までの場合は、その前年の1月1日) 現在、小田原市にお住まいの方で、非課税の事実が課税台帳等で確認できる場合は、必要ありません。
- 国民健康保険料の滞納がある世帯には、限度額適用認定証の交付はできません。

様式第33号中「国民健康保険 高齢受給資格者証（取得・変更・喪失）届出書」を「国民健康保険 高齢受給者証（取得・変更・再交付）届出（申請）書」に、「届け出ます」を「届出（申請）をします」に、

新	規	<input type="checkbox"/> 転入	<input type="checkbox"/> 国保加入	<input type="checkbox"/> 生保廃止	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
喪	失	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 転出	<input type="checkbox"/> 国保喪失	<input type="checkbox"/> 生保開始	<input type="checkbox"/> その他（ ）

を

新	規	<input type="checkbox"/> 転入	<input type="checkbox"/> 国保加入	<input type="checkbox"/> 生保廃止	<input type="checkbox"/> その他（ ）
---	---	-----------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--

に、

再	発	行	<input type="checkbox"/> 紛失	<input type="checkbox"/> 破損
---	---	---	-----------------------------	-----------------------------

を

再	交	付	<input type="checkbox"/> 亡失	<input type="checkbox"/> 破損
---	---	---	-----------------------------	-----------------------------

に

改め、同様式を様式第32号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第21号

小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例施行規則（平成27年小田原市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、指定介護予防支援等」を「、指定介護予防支援」に、「指定介護予防支援等の」を「指定介護予防支援の」に、「基準を」を「基準並びにこれらのうち基準該当介護予防支援の事業が満たすべき基準を」に改める。

第5条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第31条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を

得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第31条第21号中「主治の医師等」を「主治の医師又は歯科医師（次号及び第22号において「主治の医師等」という。）」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月31日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第22号

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則（平成25年小田原市規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 指定療養通所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「第4節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第54条の19の2・第54条の第5節 指定療養通所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準19の3）」に改める。

第1条中「平成24年小田原市条例第23号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第3条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として市長が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第3条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第177条第10項」を「第177条第14項」に改める。

第29条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第36条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第42条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として市長が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第54条の8第4号及び第54条の9第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第3章の2中第4節を第5節とし、第3節の次に次の1節を加える。

第4節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第54条の19の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。同号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サ

ービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。））、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。））、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。））又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。））（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。））、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。））、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。））、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第54条の19の3 第6条から第10条まで、第12条から第15条まで、第17条、第19条、第25条、第31条から第35条まで、第38条、第48条、第54条の3、第54条の4第4項及び前節（第54条の19を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第54条の11に規定する重要事項に関する規程をいう。第31条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。））」と、第31条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第54条の4第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービ

スを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第54条の8第4号、第54条の9第5項及び第54条の12第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第54条の18第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第54条の19の3」と読み替えるものとする。

第54条の20中「前3節」を「第1節から第3節まで」に改める。

第54条の23中「9人」を「18人」に改める。

第54条の36中「第31条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第54条の32に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第59条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。）」を、「以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「第75条第7項」の次に「及び第177条第8項」を加える。

第75条第1項中「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第177条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）」を加える。

第76条第3項、第77条、第95条第3項、第102条第2項及び第103条中

「介護老人保健施設」の次に、「介護医療院」を加える。

第108条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第116条第3項中「介護老人保健施設」の次に、「介護医療院」を加える。

第120条第4項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に、「介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 介護医療院 介護支援専門員

第128条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第140条第3項ただし書中「同じ。）及び」を「同じ。）に」に、「又は指定地域密着型介護老人福祉施設及び」を「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の看護職員（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）及び介護職員又は指定地域密着型介護老人福祉施設に」に、「の看護職員」を「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の看護職員」に改め、同条第4項中「介護老

人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第142条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第146条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第154条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第154条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、あらかじめ、第140条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第157条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第169条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第173条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加

える。

(7) 緊急時等における対応方法

第177条第1項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」の次に「第75条第7項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準規則第41条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第75条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」の次に「第75条第7項に規定する」を加え、「の登録者」を「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第177条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に市長が定める研修を修了している者（第185条第1項において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第177条第8項中「前項各号」を「第7項各号」に改め、同項を同条第11項とし、

同条第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第178条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第179条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第180条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項第1号中「にあつては、」を

「にあつては」に、「次」を「次に」、「利用定員）」を「利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）」に改め、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第181条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第185条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第177条第13項の規定により介護支援専門員に代えて研修修了者を置いているサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。））」を加える。

第188条中「の活動状況」との次に「、第80条中「第75条第12項」とあるのは「第177条第13項」と」を加える。

附則第6条中「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。））」を「指定介護老人福祉施設基準」に改める。

附則第10条から第12条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則第14条中「間意」を「間」に、「第167条第167条第1項第1号ア」を「第167条第1項第1号ア」に改め、同条を附則第16条とし、附則第13条を附則第15条とし、附則第12条の次に次の2条を加える。

第13条 第120条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行つて指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のと

おりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適當数

第14条 第122条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 31 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第23号

小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例施行規則（平成25年小田原市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準規則第166条の2に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改める。

第41条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準規則第177条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。））であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を

行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。
以下同じ。）」を加える。

第42条第3項、第43条、第56条第3項、第67条第2項及び第68条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第73条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第78条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第24号

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年小田原市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月31日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第25号

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（平成27年小田原市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「14, 100」を「10, 100」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定は、平成30年4月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年3月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第26号

小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成26年小田原市規則第48号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者

第7条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が相当と認めたもの

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第27号

小田原市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市保育所条例施行規則（昭和42年小田原市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表小田原市立江之浦保育園の項を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市障害児に係る居宅生活の支援等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第28号

小田原市障害児に係る居宅生活の支援等に関する規則の一部を改正する規則
小田原市障害児に係る居宅生活の支援等に関する規則（平成24年小田原市規則第2
号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中 「 放課後等デイサービス 」 を

「 放課後等デイサービス
 居宅訪問型児童発達支援 」
に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年小田原市規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表）中

<input type="checkbox"/> 居 宅 介 護	を	
<input type="checkbox"/> 重 度 訪 問 介 護		
<input type="checkbox"/> 同 行 援 護		
<input type="checkbox"/> 行 動 援 護		
<input type="checkbox"/> 短 期 入 所		
<input type="checkbox"/> 重 度 障 害 者 等 包 括 支 援		
<input type="checkbox"/> 居 宅 介 護	<input type="checkbox"/> 就 労 定 着 支 援	に改
<input type="checkbox"/> 重 度 訪 問 介 護	<input type="checkbox"/> 自 立 生 活 援 助	
<input type="checkbox"/> 同 行 援 護		
<input type="checkbox"/> 行 動 援 護		
<input type="checkbox"/> 短 期 入 所		
<input type="checkbox"/> 重 度 障 害 者 等 包 括 支 援		

める。

様式第15号中「補装具費支給申請書（購入・修理）」を「補装具費支給申請書（購入・借受け・修理）」に、

購入又は修理を希望する補装具	補装具の名称：	を 」
	処 方 等：	

購入、借受け又は修理を希望する補装具	補装具の種目：	に、 」
	補装具の名称：	
	処 方 等：	

購入又は修理の予定をしている補装具業者	を	購入、借受け又は修理の予定をしている補装具業者	に改める。
---------------------	---	-------------------------	-------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

小田原市基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第30号

小田原市基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則（平成26年小田原市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第4号中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に改め、「による」の次に「立入り又は」を加え、同条第5号中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市建築基準法に基づく意見の聴取規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第31号

小田原市建築基準法に基づく意見の聴取規則の一部を改正する規則

小田原市建築基準法に基づく意見の聴取規則（昭和60年小田原市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法第9条第8項、第10条第4項」を「同条第8項（同法第10条第4項、第88条第1項から第3項まで、第90条第3項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。）、同法第10条第4項」に、「第90条第3項並びに」を「第90条第3項及び」に、「第48条第13項」を「第48条第15項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第32号

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例施行規則（平成16年小田原市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「法」を「都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）」に改め、同条第4号中「第3条第4号」を「第3条第3号」に改める。

第4条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条第1項中「に規定する届出であって市長にするもの」を「の規定による届出」に改め、同項ただし書中「市長の定めるところにより」を「市長が必要でないと認める場合は」に改め、同条第2項中「に規定する協議の申出であって市長にするもの」を「の規定による協議」に改め、同条第3項ただし書中「届出」を「協定」に、「市長の定めるところにより」を「市長が必要でないと認める場合は」に改め、同項中第33号を第34号とし、第11号から第32号までを1号ずつ繰り下げ、第10号を削り、第9号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 畦畔^{けいはん}払下げ申請書

第4条第3項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 公共下水道施設工事施工等承認書の写し

第4条第3項に次の1号を加える。

(35) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

第4条第6項を削り、同条第5項中「第9条第5項ただし書に規定する規則で定めるもの」を「第9条第7項の規則で定める軽微な変更」に、「掲げるもの」を「掲げる変更」に改め、「認めるもの」の次に「及び法第35条の2第1項の許可が不要な変更」を加え、同項第1号中「位置」の次に「の変更」を加え、同項第2号及び第3号中「面積」の次に「の変更」を加え、同項第4号及び第5号中「位置」の次に「の変更」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第9条第5項本文」を「第9条第7項において読み替えて準用する同条第1項」に、「により」を「による」に、「の承認を受けようとする者」を「の届出」に、「様式第6号」を「様式第7号」に、「市長に提出しなければ」を「行わなければ」に改め、同項第3号及び第4号中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第9条第4項の規定による届出は、開発事業取下げ届出書（様式第6号）によって行わなければならない。

第4条第7項中「第9条第9項」を「第9条第8項」に改め、「該当するもの」の次に「（増築若しくは改築後の延べ面積が増築若しくは改築前のものの1.5倍を超えるもの又は増築若しくは改築後の建築物について当該増築若しくは改築に係る部分が条例第3条第3号に規定する建築物に該当するものを除く。）」を加え、同項ただし書を削る。

第7条第1項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第2項中「の規定により承認を受けようとする者は、地位承継承認申請書（様式第10号）」を「の規定による届出は、地位承継届出書」に、「市長に提出しなければ」を「行わなければ」に改める。

第11条を削る。

第11条の2第1項中「第22条の2」を「第22条」に改め、同条第2項中「第22条の2」を「第22条」に改め、同項第1号中「30メートル以上の延長の」及び「を配置し、」を削り、同条を第11条とする。

第12条第1項第4号中「別表第4」の次に「及び別表第5」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(5) 道路擁壁は、擁壁の高さに応じて別表第6のとおりとすること。

第12条第2項中「区間」の次に「の道路」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、別に定める基準に基づき市長が認める場合は、この限りでない。

第12条第3項中「区間」の次に「の道路」を加える。

第13条第1項第3号中「別表第5」を「別表第7」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 開発区域内において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第59条の2第1項の規定の適用を受ける建築物又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定の適用を受けるマンションの敷地内に公開空地（日常一般に開放されている空地（条例第25条に規定する公園の技術的細目を満たす公園と同等の機能を有するものに限る。）であって市長が別に定めるものをいう。）が確保され、かつ、引き続き公開空地として管理されることが確実と見込まれる場合における開発行為

第13条第2項第10号を次のように改める。

- (10) 公園施設は、小田原市都市公園条例（昭和33年小田原市条例第12号）第24条の3に規定する基準に適合するものとする。

第13条第2項に次の1号を加える。

- (11) 国土交通大臣が定める都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づき遊具の選定及び配置を計画すること。

第14条中「第3条第3号から第5号まで」を「第3条第2号から第4号まで」に改める。

第15条中「第27条第1項」の次に「及び第2項」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 小田原市雨水流出抑制施設設置基準

第19条第3項中「ワンルーム等建築物」の次に「（1戸の専用面積が30平方メートル未満であり、かつ、浴室、便所及び湯沸場を設けた形式の住宅、事務所等を6戸以上有する建築物をいう。以下同じ。）」を加え、同条第4項第1号ただし書中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) ごみ置場の形状は、できる限り長方形とすること。

- (3) ごみ置場の構造は、鉄筋コンクリート造で、間口の幅は奥行き以上とし、高さ80センチメートル以上の三面の壁を設けること。

第19条第4項第4号中「できる」を「でき、容易に収集ができる」に改め、同条第7項中「前6項」を「前各項」に、「第3条第3号及び第4号」を「第3条第2号及び第3号」に、「第3項中「開発行為」とあるのは「開発事業」と、」を「前2項中」に、「「開発事業区域」を「、「開発事業区域」に改める。

第20条中「図書を」の次に「条例第15条第2項の規定による届出をする前までに」を加える。

別表第4中表の部分を次のように改める。

別表第4（第12条関係）

区 分		形 状 等		備 考
道路排水施設の構成	道路の幅員が5メートル未満の場合	第1図	現場打コンクリート（2次製品を使用する場合は、市長の承	固定式のスチール製のグレーチング（滑り止め及び騒音ゴム
	道路の幅員が5メ			

	一トル以上6メートル未満の場合	第2図	認を得ること。)が付いたものであって、別表第5に定める基準を満たすものに限る。)を設置すること。
	道路の幅員が6メートルを超える場合	市長との協議により定める。	
床版式U型側溝		第3図	
L字型側溝		第4図	
集水ます		第5図	

別表第5を別表第7とし、別表第4の次に次の2表を加える。

別表第5 (第12条関係)

種類	耐荷重	設置箇所
細目	T-25	駅周辺及び市街地
	T-20	
普通目 (50mm)	T-25	横断部及び市街化調整区域
	T-20	

別表第6 (第12条関係)

区分	構造	備考
擁壁の高さが2メートル以上5メートル未満の場合	鉄筋コンクリート造擁壁、ブロック積み擁壁又は宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第14条に規定する国土交通大臣が認める擁壁	のり法下に道路排水施設を設けること。
擁壁の高さが2メートル未満の場合	鉄筋コンクリート造擁壁、ブロック積み擁壁、宅地造成等規制法施行令第14条に規定する国土交通大臣が認める擁壁又は重力式擁壁	

様式第1号及び様式第3号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

様式第7号を削る。

様式第6号中「第9条第5項」を「第9条第7項において読み替えて準用する同条第1項」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同様式を様式第7号とし、様式第5号の

次に次の1様式を加える。

様式第6号（第4条関係）

※番号 一

年 月 日

開発事業取下げ届出書

小田原市長 様

事業主 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

小田原市 字 番 に係る開発事業に関し、（開
発事業計画届出書 ・ 開発事業計画協議承諾書）を提出しましたが、次の理由により取
り下げます。

理 由

様式第8号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

様式第8号の2中「第11条の2第1項各号」を「第11条第1項各号」に改める。

様式第9号を同様式その1とし、同様式にその2として次に次のように加える。

その2

地位承継届出書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所
氏 名 ④
電話番号

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例第14条第3項の規定により、開発事業協定に基づく地位の承継の承認を届け出ます。

協定締結の年月日	年 月 日
開発事業区域に含まれる地域の名称	
被承継者の住所及び氏名	
自己の居住、自己の業務の用に供するもの又はその他のものの別	
開発事業を行う権限の取得年月日	年 月 日
添 付 図 書	開発事業区域内の土地の登記事項証明書・開発事業の施行等の同意書・印鑑登録証明書
※処理欄	

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 削除

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月31日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第33号

都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例施行規則(平成14年小田原市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の3条を加える。

(条例第2条第5号の規則で定める住宅)

第2条の2 条例第2条第5号の規則で定める住宅は、次に掲げる住宅とする。

- (1) 市街化区域に存する住宅
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第34条第11号に該当する開発行為に係る開発区域内の土地をその敷地とする住宅
- (3) 法第34条第12号又は第14号に該当する開発行為(平成19年11月30日以後に許可を受けたものに限る。)に係る開発区域内の土地をその敷地とする住宅であって、線引き前土地所有者の親族又は線引き前土地所有者の親族の血族の居住の用に供するもの
- (4) 法第34条第12号又は第14号に該当する開発行為(平成19年11月30日以後に許可を受けたものに限る。)に係る開発区域内の土地(収用対象事業(土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条に規定する事業をいう。)の施行に伴い事業主体があつせしめたものに限る。)をその敷地とする住宅
- (5) 法第43条第1項の規定による許可に係る住宅(都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第3号ロに該当するものに限る。)

(条例第2条第5号イの規則で定める道路)

第2条の3 条例第2条第5号イの規則で定める道路は、次に掲げる道路とする。

(1) 一般国道1号（西湘バイパスに限る。）

(2) 一般国道271号小田原厚木道路

(3) 前2号に掲げる道路に類する有料道路

（条例第2条第5号ウの規則で定める公共の水域）

第2条の4 条例第2条第5号ウの規則で定める公共の水域は、次に掲げるものとする。

(1) 河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項に規定する二級河川

(2) 河川法第100条第1項に規定する準用河川（白糸川、玉川、久野川、坊所川、
剣沢川及び関口川に限る。）

(3) 酒匂堰^{せき}

第3条の見出し中「第3条」の次に「及び第6条」を加え、同条各号列記以外の部分中「第3条」を「第3条各号列記以外の部分及び第6条」に改め、同条第1号中「第7条第1項に規定する」を「第7条第1項の規定により指定された」に、「及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域」を「（自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為に係る土地の区域を除く。）」に改め、同条第11号を同条第12号とし、同条第10号中「都市計画法（昭和43年法律第100号）」を「法」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を削り、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号ロに掲げる農地である
区域

第3条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「に規定する」を「の規定により指定された」に改め、「急傾斜地崩壊危険区域」の次に「（当該土地の区域について小田原市建築基準条例（平成15年小田原市条例第30号）第4条ただし書の規定の適用を受けることができる場合を除く。）」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項
の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

第3条の次に次の1条を加える。

（条例第3条第2号の規則で定める土地の区域）

第3条の2 条例第3条第2号の規則で定める土地の区域は、既存集落内のいずれかの

特定住宅の敷地からの距離が50メートル以内となる土地の区域内の開発区域（農地に限る。）に隣接する100平方メートル未満の農地（当該農地の所有者が開発区域に係る土地の所有者と同一であるもの限り、当該農地を開発区域に含めることにより予定建築物に係る区画数を増加させるものを除く。）とする。

第4条第3号中「建ぺい率」「建蔽率」に改め、同条第9号及び第10号を次のように改める。

(9) 建築物の外壁等の外観の色彩が小田原市景観計画（平成17年小田原市告示第119号）に定める市の全域における建築物及び工作物の色彩の制限の基準（小田原大井線沿道地区及び穴部国府津線沿道地区にあつては、これらの地区において適用される当該基準）に適合していること。

(10) 建築物の敷地内に擁壁を配置する場合において、当該擁壁が化粧を施したコンクリートブロックにより築造したもの又は化粧型枠等により仕上げを施したものであること。

第4条中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とする。

第6条中「明治31年法律第9号」を「明治29年法律第89号」に改める。

第7条中「第5条及び第6条」を「前2条」に改める。

第8条中「150平方メートル」を「165平方メートル」に改める。

第13条第1号中「1,000平方メートル」を「3,000平方メートル」に改め、同条第2号中「150平方メートル」を「165平方メートル」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 兼用住宅を建築する場合にあつては、建築基準法別表第2（い）項に掲げる建築物であること。

附 則

この規則は、平成30年11月30日から施行する。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第34号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（平成12年小田原市規則第63号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「行なおう」を「行おう」に、「都道府県知事の」を「都道府県知事等の」に改める。

様式第2号中「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第35号

小田原市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市都市公園条例施行規則（昭和33年小田原市規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第3号（表）を次のように改める。

様式第3号（第2条関係）

（表）

9 セ ン チ メ ー ト ル	No. _____
	○ ○ 許 可 証
	公 園 名
	有 効 期 間
	住 所
	氏 名
	年 月 日交付
	小田原市長 印

←----- 12 センチメートル ----->

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加藤 憲 一

小田原市規則第36号

小田原市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市営住宅条例施行規則（平成9年小田原市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「43平方メートル」を「50平方メートル」に改める。

第17条第4項中「受けるべき者」の次に「又は同条第2項の規定により高額所得者として認定を受けるべき者」を加える。

第27条中「第15条第1項」を「第33条第1項」に改める。

第28条に後段として次のように加える。

この場合においては、当該通知を受けるべき者に係る条例第16条第4項の規定により認定した収入の額及び条例第36条第1項に規定する公営住宅の毎月の家賃の額を、当該通知書により併せて通知するものとする。

様式第19号、様式第33号及び様式第34号を次のように改める。

様式第19号 (第17条関係)

収入認定通知書

年 月 日

様

小田原市長 印

小田原市営住宅条例第16条第4項の規定により、あなたの世帯の収入額を次のとおり認定しましたので通知します。なお、次年度の家賃額については、同条例第15条第1項の規定に基づき、次に掲げる家賃額となります。

認定年度	年度
------	----

所得金額合計	控除金額合計	認定月額	現行家賃
円	円	円	円

続柄	収入該当者	所得金額

家賃月額	適用開始年月
円	年 月

この認定について不服がある場合は、この認定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、所定の用紙により小田原市長に対して意見を述べるすることができます。また、本人又は同居家族の異動等により所得が変動したときは、収入を再申告することができます。

様式第33号（第27条関係）

収入超過者認定通知書

年 月 日

様

小田原市長

印

小田原市営住宅条例第16条第4項の規定により、あなたの世帯の収入額を次のとおり認定しました。その結果、同条例第31条第1項の規定により、あなたの世帯を、来年度の収入超過者として認定しましたので通知します。収入超過者として認定された方は、同条例第32条の規定に基づき、市営住宅の明渡しに努めてください。なお、次年度の家賃は、同条例第33条第1項の規定に基づき、次に掲げる家賃額となります。

認定年度	年度
------	----

所得金額合計	控除金額合計	認定月額	現行家賃
円	円	円	円

続柄	収入該当者	所得金額

家賃月額	適用開始年月
円	年 月

この認定について不服がある場合は、この認定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、所定の用紙により小田原市長に対して意見を述べるすることができます。また、本人又は同居家族の異動等により所得が変動したときは、収入を再申告することができます。

様式第34号 (第28条関係)

高額所得者認定通知書

年 月 日

様

小田原市長

印

小田原市営住宅条例第16条第4項の規定により、あなたの世帯の収入額を次のとおり認定しました。その結果、同条例第31条第2項の規定により、あなたの世帯を来年度の高額所得者として認定しましたので通知します。高額所得者として認定された方は、同条例第34条の規定に基づく市営住宅の明渡し請求の対象となる場合がありますので、住宅の明渡しに努めてください。なお、次年度の家賃は、同条例第36条第1項の規定に基づき、次に掲げる家賃額となります。

認定年度	年度
------	----

所得金額合計	控除金額合計	認定月額	現行家賃
円	円	円	円

続柄	収入	該当者	所得金額

家賃月額	適用開始年月
円	年 月

この認定について不服がある場合は、この認定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、所定の用紙により小田原市長に対して意見を述べるすることができます。また、本人又は同居家族の異動等により所得が変動したときは、収入の再申告をすることができます。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市営住宅運営審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第37号

小田原市営住宅運営審議会規則の一部を改正する規則

小田原市営住宅運営審議会規則（平成9年小田原市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（除斥）

第8条 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族の利害に関係のある事案については、その議事に加わることができない。ただし、審議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項の規定により会長が議事に加わることができない場合には、その議事に限り、第4条第3項に規定する会長があらかじめ指名する委員が、会長の職務を行う。
第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（委員の欠格事由）

第4条 小田原市営住宅の入居者は、委員となることができない。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第38号

小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部を改正する規則

小田原市高等学校等奨学金支給規則（平成23年小田原市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「（通信制の課程を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市立病院処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第39号

小田原市立病院処務規則の一部を改正する規則

小田原市立病院処務規則（昭和41年小田原市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「病理診断・臨床検査科」を「臨床検査科」に改め、同項第22号を次のように改める。

(22) 耳鼻咽喉科

第6条第1項中第31号を第32号とし、第25号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、第24号の次に次の1号を加える。

(25) 病理診断科

第6条第2項病理診断・臨床検査科の事務分掌中「病理診断・臨床検査科」を「臨床検査科」に改め、「生理」の次に「、輸血」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月31日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第40号

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和44年小田原市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第4 常時介護を要する状態の項中「105, 130円」を「105, 290円」に、「57, 110円」を「57, 190円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52, 570円」を「52, 650円」に、「28, 560円」を「28, 600円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第4の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

小田原市水洗便所改造資金貸付条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第41号

小田原市水洗便所改造資金貸付条例施行規則を廃止する規則

小田原市水洗便所改造資金貸付条例施行規則（昭和41年小田原市規則第59号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。